

平成22年度 事業報告書

I. 法人の概況

1. 設立年月日 昭和 16 年 3 月 3 日

2. 名称変更 平成 14 年 4 月 1 日 (旧名称:財団法人日本女子社会教育会)

3. 寄附行為に定める目的

本財団は、男女共同参画社会の形成に資する女性の生涯学習及び次世代育成の振興に寄与することを目的とする。

4. 寄附行為に定める事業内容

(1) 女性の生涯学習及び次世代育成に関する学習会・研修等の開催

(2) 女性の生涯学習及び次世代育成に関する研究調査

(3) 女性の生涯学習及び次世代育成に関する出版物の刊行等情報の提供

(4) 女性の生涯学習及び次世代育成関係諸団体との連携

(5) 日本女子会館の維持経営

5. 所管官庁に関する事項 文部科学省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課

6. 主たる事務所 東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館

7. 役員に関する事項

(1) 平成 23 年 3 月 31 日現在 役員名簿(理事 8 名、監事 2 名、評議員 10 名)

役 職	氏 名	常勤・非常勤の別	担当職務・現職
理事長	大野 曜	常勤	事業統括
常務理事	菅原政壽	常勤	事務総括(事務局長)
理事	今井 通子	非常勤	医学博士、登山家、(株)ル・ベルソー代表取締役
理事	門脇 厚司	非常勤	筑波大学名誉教授 美浦村教育委員会教育長
理事	亀田 温子	非常勤	十文字学園女子大学教授
理事	三輪 建二	非常勤	お茶の水女子大学 大学院教授
理事	高橋 衛	非常勤	ドイツ証券(株)コンサルタント
理事	福沢 恵子	非常勤	ジャーナリスト
監事	松田 理明	非常勤	松田公認会計士事務所・公認会計士・税理士
監事	齊藤 誠	非常勤	弁護士法人齊藤法律事務所代表者・弁護士
評議員	村松 泰子	非常勤	東京学芸大学 学長
評議員	五十川隆夫	非常勤	至学館大学・至学館大学短期大学部 副学長・教授
評議員	蛭田 道春	非常勤	大正大学教授
評議員	清水 正江	非常勤	子育て支援グループ「ゆめこびと」代表、フリーライター
評議員	錦織 淑子	非常勤	(社)国際女性教育振興会 副会長
評議員	石原 一子	非常勤	(株)オーバル・アドバタイジング最高顧問
評議員	堀田 力	非常勤	(公財)さわやか福祉財団 理事長
評議員	足立 則夫	非常勤	日本経済新聞社特別編集委員
評議員	橋本ヒロ子	非常勤	十文字学園女子大学 副学長・教授
評議員	渡邊 嘉子	非常勤	ヒューマン・コミュニケーション研究所 所長

(2) 役員の異動

なし

平成 22 年 9 月 30 日で任期満了となった理事、監事、評議員は公益財団法人移行日までを任期として全員が再任された。

8. 職員に関する事項

平成 23 年 3 月 31 日現在

職員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	2 名(1)		54 歳 10 ヶ月	7 年 3 ヶ月
女性	5 名(2)		49 歳 6 ヶ月	5 年 4 ヶ月
合計又は平均	7 名(3)		50 歳 11 ヶ月	5 年 10 ヶ月

注:()内は、嘱託及び非常勤で内数。

II. 事業の状況

1. 事業の実施状況

(1) 学習会・研修等の開催

ア. APEC 2010 女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 分科会

2010 年に日本で開催された APEC の一環として行われた WLN 会合の 7 つの分科会中、「人材育成・教育関連」を担当した。財団の専門性を生かしたシンポジウムを企画し、分科会をコーディネートした。

テーマ:「女性の生涯にわたるキャリア開発を支える教育システム」

企画協力委員会(委員 4 名):開催 5 回 4 月 15 日(木)、6 月 10 日(木)、7 月 29 日(木)、9 月 10 日(金)、10 月 22 日(金)

開催日:9 月 20 日(月) *WLN 会合日程 9/19-21

会 場:京王プラザホテル(東京都新宿区)

対 象:国内外の経済界、学会、行政、民間団体等の女性リーダー

参加者:200 名

イ. コラボレーション・セミナー

財団で実績のある各種セミナーを、地方の団体・機関等の要請・協力に基づき開催することにより、協働の時代に向けて、地域の生涯学習や男女共同参画に係わるリーダー層の実践力を高めるための機会を提供した。

①子育て支援パワーアップセミナー ～共に育み愛しむ「関係づくり」の芽～

開催日:7 月 10 日(土)

会 場:三木市立教育センター(兵庫県三木市)

共催先:三木市男女共同参画センター

対 象:子育て支援活動者・活動希望者

参加者:午前の部 55 名、午後の部 34 名

②女子大学生のためのキャリアしゃべり場 2010@聖心

開催日:11 月 2 日(火)

会 場:聖心女子大学
共催先:聖心女子大学キャリアセンター(東京都渋谷区)
対 象:女子大学生
参加者:21名

③市民力パワーアップ講座 協働のための“提案力”を磨こう!
開催日:11月6日(土)
会 場:みと文化交流プラザ
共催先:水戸市男女平等参画課(茨城県水戸市)
対 象:地域活動者、行政関係者、地域活動に関心のある人
参加者:17名

④学校では教えてくれない!“なりたい私”のプランニング講座
開催日:11月21日(日)
会 場:上越市市民プラザ
共催先:上越市自治・市民環境部 共生まちづくり課(新潟県上越市)
対 象:女子学生(大学生、短大生、専門学校生、高校生等)
参加者:17名

(2)研究調査

ア.財団70年史編纂(3ヵ年計画 3年次)

70年にわたる財団の活動を記録し、近現代の女性の教育・学習活動史との関連で位置付け、財団が果たしてきた役割を客観的に明らかにする。また結果を広く公開することにより、女性教育の発展に資する。

○編纂委員会(委員3名):3回開催 4月19日(金)、6月14日(月)、8月19日(木)

○『女性の学びを拓くー日本女性学習財団70年のあゆみ』作成

財団法人日本女性学習財団編著、ドメス出版発行、A5版310頁

付録CD-R『女性の学習の歩み』実践・研究レポート集成

制作部数:800 定価2,500円(税込)

○財団70周年記念フォーラム「人をつなぐ 学びをつなぐ 未来をつむぐ」

財団史編纂に関する基調講演とパネルディスカッションを実施。

開催日:平成23年3月3日(木)

会 場:メルパルク東京(東京都港区)

参加者:96名

イ.子育て支援者の資質向上のための事例研究及びプログラム開発事業 (3ヵ年計画 3年次)

近年、子どもの人間関係力を育む「子育て環境づくり」の実践的な支援のあり方が求められている。そのため、「関係づくり」の視点から子育て支援の創出、及び人材養成に向けて3ヵ年計画で取り組む。

1年次(20年度)は全国10ヵ所でヒアリングを行い『事例集』を作成した。2年次はその成果を基に、子育て支援者の資質向上を図る研修プログラムの開発に向けて実験プログラムを実施した(1、2年次は(独)福祉医療機構 子育て支援基金助成事業として実施)。

平成22年度(3年次)は、2年次の実験プログラムの評価を行うとともに、「関係づくり」を育む子育て支援者の人材養成や研修に活用できる視聴覚資料(DVD)を作成した。

○研修プログラム開発委員会(委員 5 名):開催5回

5月18日(月)、6月16日(水)、9月29日(水)、11月4日(木)、平成23年1月19日(水)

○DVD『「関係づくり」で子育て支援!～事例とワークショップから』作成

トールケース入り 45分

付録 利用の手引き、子育て支援大池すごろく

制作部数:1,000 定価 2,500円(税込、ライブラリー価格 10,000円)

ウ. 女性のキャリア形成支援プログラム開発研究 (3カ年計画 3年次)

女性のキャリア形成支援の一環として、財団がこれまで実施してきたセミナーも踏まえ、ライフステージごとのライフ&キャリアデザインを支援するプログラム開発を基に、男女共同参画センター等職員を対象とした研修資料を作成した(2年次は、文部科学省「女性のライフプランニング支援総合推進事業」の委託事業として実施)。

○プログラム開発研究委員会(委員 7 名):開催5回

4月20日(火)、7月23日(金)、10月21日(木)、11月30日(火)、12月20日(月)

○研修資料作成作業部会(委員 3 名):開催2回

5月12日(水)、6月16日(水)

○作業整理部会(委員 3 名):開催1回

12月14日(火)

○『女性のキャリア形成支援ハンドブッカー講座企画・運営・評価のポイント』作成

制作部数:1,000部 定価 840円(税込)

(3) 出版物の刊行等情報の提供

ア. 月刊「We learn」

①月刊「We learn」の発行

男女共同参画の普及啓発のための専門情報誌として女性の教育・学習及び次世代育成の全国的・国際的な課題に係わる研究及び実践事例に関する情報を収集し提供した。

平成22年度はAPEC・WLN会合の分科会を担当するなど、女性と経済活動に関する課題に注目して、情報提供に努めた。

総発行部数 16,900部 (1500部/月発行、9月号、11・12月合併号は1700部発行)

販売部数 6,270部 事業配布 2,739部

②「ウィラーン」レポーター 委嘱5人

イ. パネル等普及啓発資料の作成・普及

①パネル「なるほどジェンダー」の貸出

貸出数 11件 パネル一式複製頒布 1件(2セット)

②次世代育成関連図書の作成

これまでの子育て支援事業の成果を基に、「人間関係力」をテーマとする学習資料を、手軽に読めるブックレット仕様で作成した。

○『関係づくりの難しさを“ラクラク”超える』

制作部数:2,000 定価 700 円(税込)

ウ. 資料の整備・情報公開

○ホームページの充実

男女共同参画・生涯学習・次世代育成に関する用語解説の更新

○財団関係資料及び資料室の保管図書・資料のデータ化など

「女性教養」(No.191～No.590)を PDF 化

(4) 関係諸団体との連絡提携

ア. 全国女性会館協議会:理事会出席(理事長、学習事業課長)

全国大会出席(理事長、学習事業課長、学習事業課係員)

イ. 国際婦人年連絡会:総会、全体会、常任委員会、NGO 大会実行委員会(学習事業課長)

NGO 女性大会(理事長、学習事業課長、学習事業課係長、係員)

ウ. 全国女性史研究交流のつどい実行委員会:全国女性史研究交流のつどい出席(理事長、学習事業課長、学習事業課係員)

エ. 社会教育団体振興協議会:総会、幹事会ほか「社会教育関係者の集い」「文部科学省と語る会」出席(常務理事)

2. 日本女子会館の維持経営

(1) 事業収入の安定化

女性の生涯学習等教育施設としてセミナー、情報提供など有効活用を図るとともに、在館テナントに対し、より快適で安全なオフィス環境を提供するため、より効率的な運営を図る。

(2) 管理運営

ア. 会館の賃貸状況

空室率の上昇、賃貸価格の低迷等オフィスビル賃貸の市況は依然として厳しい中であって、当会館は満室状況を維持している。

しかし、平成 23 年度は大口テナントが退去することになり、約 25%の空室が生じ、新規テナントの確保が重要となる。

イ. 会館設備の改修状況

工事完了日	工事内容	実施金額
22 年 11 月 13 日	4階、5階空調機更新	6,825,000 円

3. 役員会に関する事項

理事会

開催日	議題	審議結果
平成 22 年 5 月 27 日	(1)平成 21 年度事業報告及び収支決算書について	承認
	(2)平成 22 年度事業計画及び収支予算書の変更について	承認

平成 22 年 9 月 16 日	(1)現行寄附行為による評議員の選出 (2)最初の評議員の選任方法及び最初の評議員選定委員会運営規則について (3)最初の評議員選定委員会外部委員の選任 (4)最初の評議員選定委員会委員 監事1名の選出 (5)最初の評議員選定委員会に推薦する候補者の選出	選 出 承 認 選 任 選 出 一 任
平成 22 年 10 月 26 日	(1)現行寄附行為による理事長、常務理事の互選 (2)定款(案)の承認 (3)損益ベースの収支予算書(案)の承認 (4)移行認定申請書(案)の承認 (5)公益財団法人諸規程(案)の承認	選 出 承 認 承 認 承 認 承 認
平成 23 年 3 月 15 日	平成 23 年度事業計画及び収支予算書(案)について	承 認

評議員会

開催日	議題	審議結果
平成 22 年 5 月 27 日	(1)平成 21 年度事業報告及び収支決算書について (2)平成 22 年度事業計画及び収支予算書の変更について	承 認 承 認
平成 22 年 9 月 16 日	(1)現行寄附行為による理事、監事の選出 (2)最初の評議員選定委員会委員を2名評議員から選出 (3)最初の評議員選定委員会に推薦する評議員候補者の選出	選 出 選 出 一 任
平成 22 年 10 月 26 日	(1)公益財団法人移行後に就任する理事、監事の選任 (2)定款(案)の承認 (3)損益ベースの収支予算書(案)の承認 (4)移行認定申請書(案)の承認 (5)公益財団法人諸規程(案)の承認	選 任 承 認 承 認 承 認 承 認
平成 23 年 3 月 15 日	平成 23 年度事業計画及び収支予算書(案)について	承 認

4. 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移(過去 5 ヶ年)

単位:千円

事業年度	19 年 3 月	20 年 3 月	21 年 3 月	22 年 3 月	23 年 3 月
前期繰越収支差額	3,724	7,612	6,972	13,202	12,181
当期収入合計	140,425	136,903	137,308	146,740	142,809
当期支出合計	136,537	137,543	131,078	147,761	153,245
当期収支差額	3,888	△640	6,230	△1,021	△10,436
次期繰越収支差額	7,612	6,972	13,202	12,181	1,745
資産合計	797,058	777,268	768,913	772,467	752,836
負債合計	84,325	86,522	85,683	93,703	98,747
正味財産	712,733	690,746	683,230	678,764	654,089

5. 法人の課題

(1) 公益財団法人移行認定の経過

公益財団法人への移行に関しては、下記の機関決定を行った上で内閣府に申請し認定された。移行登記は平成 23 年 4 月 1 日法務局に届出た。

開催、申請、決定日	会議名、申請先	審議・決定事項
平成 22 年 5 月 27 日	理事会、評議員会	・公益認定申請検討委員会審議経過(1～6回)及び検討中の事項、今後の課題を報告 ・公益認定申請までの工程表承認
平成 22 年 8 月 6 日	第7回検討委員会	定款(案)、移行認定申請(案)(事業、財務)、最初の評議員の選任方法等について審議し最終(案)とする。
平成 22 年 9 月 16 日	理事会、評議員会	最初の評議員の選任方法及び評議員選定委員会運営規則の議決 最初の評議員選定委員会委員の選出(外部委員2名、監事1名、評議員2名)
平成 22 年 9 月 27 日	文部科学省	最初の評議員の選任に関する理事の定め認可申請
平成 22 年 10 月 6 日	文部科学省	最初の評議員の選任に関する理事の定め認可
平成 22 年 10 月 21 日	評議員選定委員会	公益財団法人移行後の最初の評議員 12 名選出
平成 22 年 10 月 26 日	理事会、評議員会	・定款(案)、移行認定申請書(案)、公益財団法人諸規程(案)の承認 ・公益財団法人移行後に就任する理事、監事の選任
平成 22 年 11 月 12 日	内閣府	公益財団法人移行認定申請書提出
平成 22 年 12 月 16 日	内閣府	内閣府の申請書に関するヒアリング
平成 22 年 12 月 21 日	評議員選定委員会	公益財団法人移行後の最初の評議員 1 名追加選出
平成 23 年 1 月 24 日	内閣府	公益認定申請書 第1回補正修正 ・公益目的事業、チェックポイントの追加説明、最初の評議員の追加申請書表記の誤謬数ヶ所修正
平成 23 年 2 月 18 日	内閣府	・公益認定申請書 第2回補正修正(財務関係書類の修正) 控除対象財産、資産取得資金、公益目的事業財産他
平成 23 年 3 月 4 日	内閣府	公益認定等委員会答申(認定基準適合)
平成 23 年 3 月 23 日	内閣府	認定書(公益財団法人として認定)
平成 23 年 4 月 1 日	法務局	特例民法法人の解散及び公益財団法人の設立登記

(2) 安定した財源の確保

本財団は、設立の趣旨に基づき、女性の生涯学習及び次世代育成の振興に寄与することにより男女共同参画社会の形成に資する公益目的実現のため、一貫して事業活動を実現してきた。

平成 22 年度は、公益事業部門については、財団設立 70 周年という節目の年にあたり、財団の 70 年の事業活動を女性の学習活動史として検証し「財団 70 年史」を編纂した。また、日本で初めて開催された APEC 女性リーダーズネットワーク(WLN)会合では「女性の生涯にわたるキャリア開発を支える教育システム」について海外のゲストスピーカーを交えてパネルディスカッションを行った。また子育て支援や女性のキャリア開発に関して今までの研究成果をまとめ学習資料として冊子や DVD を作成し、社会教育事業の普及と充実を図った。

今後は公益事業部門についても外部資金の導入他収入を確保し、収支バランスの改善を図らなければならない。

収益事業部門については、22年度は日本女子会館の賃貸事業が満室状態で推移したため安定した収入が見込めた。また、テナントによる会議室の使用は18%増と活発であった。しかし、23年度は一部テナントの退去があり、25%の空室が生じる。新規テナントの確保が重要であるが、市況は厳しい。オフィス環境の整備は空調設備の更新を計画的に行っており、平成22年度は4階及び5階の空調機を更新した。今後は収益の安定を図った上で、計画に沿った改修工事を実施する。

公益認定に関する、内閣府の指摘による修正、確認事項

1. 理事長、常務理事の選考方法に関して

公益財団移行に際し、理事 12 名のうち、再任 5 名、新任 7 名であり、新任者は幅広い分野の多様な人材が登用されているので、今後は、幅広い人材からの選考が可能となり、文部科学省出身者だけに偏らない人選を行うことができる。

2. 公益目的事業財産

公益目的事業を実施するために保有する財産で、基本財産として保有していた金融資産は全額公益目的積立資産とした。

建物については、財団の公益事業に使用している部分及び公益活動を行う非営利団体に低額で貸与することにより公益活動の増進に寄与している部分がある。こうした公益活動に使用しているフロア面積は、全利用面積の 32.5%であり、この割合を公益目的事業財産とした。土地は基本財産として管理していくことは従来と変わらないが、建物の利用割合に応じて、32.5%を公益目的事業財産とした。

3. 遊休財産額

遊休財産の保有制限の判定に使用される控除対象財産は「固定資産」の取得資金に限られ、建物の修繕に要する資金は認められない。というのが内閣府の見解であり、修正した。したがって、今後建物の維持修理に要する費用は、遊休財産の保有限度額内での積立は可能であるが、毎年の事業費より捻出する必要もある。